

矢吹町告示第59号

矢吹町農業経営改善計画認定事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに  
公布する。

令和8年7月7日

矢吹町長 蛭田 泰昭



## 矢吹町農業経営改善計画認定事業実施要綱の一部を改正する要綱

矢吹町農業経営改善計画認定事業実施要綱（平成7年2月22日決裁）の一部を次のように改正する。

第4の(1)中「産業振興課」を「農業振興課」に、「白河農業協同組合三神支所」を「夢みなみ農業協同組合三神支店」に改める。

第5の(1)中「矢吹町農協、中畑農協、白河農協三神支所、白河地域農業改良普及センター、福島県県南農政事務所」を「東西しらかわ農業協同組合西部営農センター、夢みなみ農業協同組合三神支店、福島県県南農林事務所」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

矢吹町農業経営改善計画認定事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 認定の手順</p> <p>(1) 審査会</p> <p>町は、農業経営改善計画認定申請書を受理した時は、矢吹町産業振興課、矢吹町農業委員会、東西しらかわ農業協同組合西部営農センター営農担当、<u>白河農業共同組合三神支所</u> 営農担当、福島県南農林事務所の各担当職員による認定農業者経営改善審査会を開催し認定基準に適合すると認められるときは、これを認定するものとする。なお、変更認定申請があった場合も同様とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第5 認定制度・農家の普及指導</p> <p>(1) 普及指導体制</p> <p>当該制度の普及指導は、矢吹町農業振興課、矢吹町農業委員会、<u>矢吹町農協</u>、<u>中畑農協</u>、<u>白河農協</u>三神支所、<u>白河地域農業改良センター</u>、<u>福島県南農政事務所</u> の各職員が相互に連携をとってあたるものとする。</p> <p>第6 (略)</p>	<p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 認定の手順</p> <p>(1) 審査会</p> <p>町は、農業経営改善計画認定申請書を受理した時は、矢吹町農業振興課、矢吹町農業委員会、東西しらかわ農業協同組合西部営農センター営農担当、<u>夢みなみ農業共同組合三神支店</u>営農担当、<u>福島県南農林事務所</u>の各担当職員による認定農業者経営改善審査会を開催し認定基準に適合すると認められるときは、これを認定するものとする。なお、変更認定申請があった場合も同様とする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第5 認定制度・農家の普及指導</p> <p>(1) 普及指導体制</p> <p>当該制度の普及指導は、矢吹町農業振興課、矢吹町農業委員会、<u>東西しらかわ農業協同組合西部営農センター</u>、<u>夢みなみ農業協同組合三神支店</u>、<u>福島県南農林事務所</u>の各職員が相互に連携をとってあたるものとする。</p> <p>第6 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</p>	